

# 愛媛県の最低賃金

## 愛媛県地域別最低賃金



1033円

令和7年12月  
1日から適用

最低賃金の引き上げには助成金を活用！

### 【最低賃金に関するあれこれ】

- ・上記の愛媛県地域別最低賃金は愛媛県内で働くすべての労働者に適用されます（正社員、非正規社員、パート、アルバイト等雇用形態にかかわらず適用）。
- ・近年全国的に最低賃金が上昇傾向にあります。

|            |           |       |        |
|------------|-----------|-------|--------|
| 愛媛県地域別最低賃金 | R7年12月1日  | 1033円 | (+77円) |
|            | R6年10月13日 | 956円  | (+59円) |
|            | R5年10月6日  | 897円  | (+44円) |
|            | R4年10月5日  | 853円  | (+32円) |

|        |       |        |
|--------|-------|--------|
| 全国加重平均 | 1121円 | (+66円) |
|        | 1055円 | (+51円) |
|        | 1004円 | (+43円) |
|        | 961円  | (+31円) |

# 特定最低賃金について

愛媛県内において以下の業種に該当する労働者には、特定最低賃金（産業別最低賃金）が適用されます（地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は高い方の金額が適用）。

△特定最低賃金の適用日は地域別最低賃金とは異なります（令和7年度は令和7年12月25日適用）。



## ・パルプ、紙製造業

（機械すき和紙製造業、手すき和紙製造業、内装用ライナー製造業、建材原紙製造業は除く。）

## ・はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業は除く。）

## ・電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

（発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業は除く。）

## ・船舶製造・修理業、船用機関製造業

## ・各種商品小売業

（衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できないもの。）

## ▲注意事項▲

最低賃金には、臨時に支払われる賃金（結婚手当等）・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、時間外・休日・深夜の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先

愛媛労働局労働基準部 賃金室 089-935-5205

今治労働基準監督署 0898-32-4560